

パートナーシップ宣誓者が利用可能な本市行政サービス

事業名	サービスの内容	条件	担当課
城陽市犯罪被害者等見舞金の受給	犯罪行為によりパートナーが死亡した場合、遺族見舞金を受給できる。	宣誓書受領証又は受領証カードの写しの提出	危機・防災対策課
介護保険料還付金の受け取り	宣誓書受領証に記載された方が、転出等による介護保険料還付金を受け取ることができる。	被保険者生存時のみ	高齢介護課
高額介護サービス費の受け取り	宣誓書受領証に記載された方が、高額介護サービス費を受け取ることができる。	被保険者生存時のみ	高齢介護課
高額医療合算介護サービス費の受け取り	宣誓書受領証に記載された方が、高額医療合算介護サービス費を受け取ることができる。	被保険者生存時のみ	高齢介護課
住宅改修費の受け取り	宣誓書受領証に記載された方が、住宅改修費を受け取ることができる。	被保険者生存時のみ	高齢介護課
福祉用具購入費の受け取り	宣誓書受領証に記載された方が、福祉用具購入費を受け取ることができる。	被保険者生存時のみ	高齢介護課
要介護認定の申請	宣誓書受領証に記載された方が、要介護認定を申請することができる。		高齢介護課
使用者の名義変更	申請日時点で親族であれば、使用者の名義変更を可能としているが、宣誓書受領証に記載された方を親族と同等の権利があるものとする。	窓口等での宣誓書受領証の提示	経営管理課
水道料金・下水道使用料納付証明書、給水証明書の発行	原則、申請日時点で親族であれば本人以外でも証明書を発行できるが、宣誓書受領証に記載された方を親族と同等の権利があるものとする。	窓口等での宣誓書受領証の提示	経営管理課